

所管課		都市建設部まちづくり推進室															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策												
	第4章 安全安心都市		10 市街地整備		02 良好な住環境を形成する												
	事業：都市計画推進事業												整理番号	0285			
目的		都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用に関する計画を定め、全体として調和のとれた都市を形成すること。															
目標		都市計画道路見直しや生産緑地などの都市計画決定 住宅マスタープラン等の策定 国土法・公拡法に関する届出受理及び適正な審査 都市計画法や関連法の規制内容の適正な周知等															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		8,131		コスト情報・評価	総コスト(千円)		80,613		総合評価	A	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		6,556		内訳	事業費		8,131			効率性		A			
		国府支出金		1,574			人件費		20,631			有効性		A			
		地方債		0			公債費		51,851		法に基づき適正に処理した。 評価理由						
		その他特定財源		1			一人あたり(円)		714								
							世帯あたり(円)		1,709								
	貢献度		施策に対する事業貢献度			A		根拠		予定していた都市計画決定を行い、住宅マスタープランも策定したため。							
今後の方向性		法に基づき適正に処理する。															

事業優先順位		1		細事業:都市計画推進事業										整理番号		01	
目的		都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用等に関する計画を定め、全体として調和のとれた市街地を形成する。															
目標		・都市計画道路見直しや生産緑地などの都市計画決定 ・住宅マスタープラン等の策定 ・市街化調整区域における活性化策の検討															
事業実施主体		直営		事業開始年度		昭和47年度以前		根拠法令		都市計画法							
事業費・財源	事業費・財源内訳	事業費(決算額)(千円)		平成24年度		比較		コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)		平成24年度		比較				
				7,198							19,894						
		一般財源		5,624					事業費		7,198						
		国庫支出金		1,574					人件費		12,696						
		地方債		0					公債費		0						
		その他特定財源		0					一人あたり(円)		176						
				0					世帯あたり(円)		422						
				0					職員数(人)		1.60						
				0					再任用職員数(人)		0.00						
		今後の方向性		法に基づき都市計画決定を行っていく。 市街化調整区域(上原・高向地区)の今後の土地利用を検討。													
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者	河内長野市民									
	A		A		A												

事業：都市計画推進事業

1. 都市計画推進事業

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用に関する計画を定め、全体として調和のとれた都市を形成するため、都市計画道路見直しや地区計画などの都市計画決定、住宅マスタープランの策定、市街化調整区域における活性化策の検討、国土利用計画法等に基づく届出の受理及び審査などを行った。

細事業：都市計画推進事業

1. 都市計画の決定・変更

都市計画法に基づき、河内長野市都市計画審議会の審議を経て、次のとおり決定・変更を行った。

(1) 市が決定・変更した都市計画

地区計画の決定：高向宮の下地区地区計画 約 2.7ha

生産緑地地区の変更：地区数 255 地区、面積 71.78ha

都市計画道路変更：廃止路線 三日市小塩線、鳴尾汐の宮線、古野長野線、千代田台線

(2) 府が決定・変更した都市計画

都市計画道路変更：廃止路線 長野富田林線、狭山三日市線

2. 市街化調整区域における活性化策の検討

本市を縦断する主要幹線道路国道 170 号（大阪外環状線）沿道である上原・高向地区は、都市における貴重な農空間として存しているが、大阪外環状線沿道という特殊性から、道路沿道部のみが農地転用され虫食的にロードサービス型の商業施設が立地してきている状況である。また、営農環境の悪化や後継者問題等の理由により、営農継続が困難な状況になりつつある現状で、このまま放置すれば道路沿道部のみが農地転用され、農地以外の土地利用が難しい土地は耕作放棄地となり、益々営農環境の悪化を招く悪循環に陥ることが予想される。

このようなことから、単に沿道部をみの個別利用ではなく、上原・高向地区全体を見据えた総合的なまちづくりについて、地元地権者をはじめ、行政や関係者が一体となって協議・検討する場が必要であると考えられる。

都市と農地の調和を図り、大阪外環状線沿道にふさわしい土地利用を検討するため、地権者組織の立ち上げを支援するとともに官民協働のまちづくりの必要性や可能性の検討を行い、当該地区における将来のまちのあり方について一定の方向性を見出すことを目的に必要な支援を行った。

7 月にはまちづくり勉強会が設立され、ワークショップの開催、まちづくりニュースレターの発行を行い地域のゾーニング案が作成された。

3. 住宅マスタープラン策定業務

本市の住宅政策を体系的に整理し、取り組むべき方向性を定めていくことで、空き家の減少や人口維持を図ることを目的に『河内長野市住宅マスタープラン』を策定した。

